

政令第二十号

旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

旅館業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月十五日とする。